

東京都立大学留学生授業料減免取扱要綱

17 首都大学学第 2 号
制定 平成 17 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都立大学学則（以下、「学則」という。）第 60 条第 3 項及び東京都立大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 38 条第 2 項の規定に基づく留学生の授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

(減免の対象学生)

第 2 条 この要綱において減免の対象留学生とは、東京都立大学の正規学生のうち外国の国籍を有する学生をいう。ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者及び出入国管理及び難民認定法による永住の許可を受けている者を除く。

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

2 前項に該当する者であっても、次の各号の一に該当する留学生には、原則としてこの要綱は適用しない。

一 授業料その他の料金を定める規則第 9 条第 1 項により授業料の免除を受けた者

(23 公大首学学第 647 号・一部改正)

二 国費外国人留学生制度実施要綱（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）による国費外国人留学生

三 外国の大学との学生交流協定に基づいて受け入れた交換学生であって、当該学生交流協定に特別の定めのある者

四 外国政府及び外国の地方自治体等の公的機関から派遣されている者

五 留年生

六 前各号のほか、学長がこの要綱の適用が適当でないと認めた者

(減免を受けることができる者の範囲)

第 3 条 学長は成績優秀と認めた留学生に対し、理事長が当該年度の各期ごとに定めた人数の範囲内で、授業料の減免を決定する。ただし、大学院生は、所属研究科長の推薦を受けた者のうちから、減免を決定する。

2 成績優秀と認められる留学生であっても、別に定める金額を超える年収がある者は、減免の対象としない。

(成績優秀者の成績評価判定)

第 4 条 成績優秀者の成績評価判定は、留学生の総合的な成績評価に基づき、学部学生に

あつては東京都立大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）委員長が行い、大学院生にあつては各研究科長が行うことができる。

（30 公大首大学学第 461 号・一部改正）

（31 公大首学学第 480 号・一部改正）

（成績優秀者の推薦及び順位付け）

第 5 条 成績優秀者の推薦及び順位付けは、前条に基づき次の各号により行う。

一 学部学生については、学生委員会委員長が順位を付する。

（30 公大首大学学第 461 号・一部改正）

二 大学院生については、各研究科長が研究科又は専攻ごとに免除又は減額に該当する留学生を推薦し、学生委員会委員長が研究科ごとに順位を付する。

（30 公大首大学学第 461 号・一部改正）

（成績の審査方法）

第 6 条 減免を受ける留学生の成績審査は、本学での総合的な成績評価により行う。

2 入学初年次で本学での成績評価が明らかでない留学生の成績審査は、入学試験の成績等を勘案して、総合的な成績評価により行うことができる。

（減免の方法）

第 7 条 減免の取扱いは、年度を前期と後期の二期に区分し、各期ごとに受理した減免の申請に対して決定し、その決定は当該期分限りとする。

2 減免の額は、当該期分について、減額にあつては半額とし、免除にあつては全額とする。

3 減免の審査結果は、審査基準に照らし、減額、免除又は減免不承認とする。

（申請及び推薦手続き）

第 8 条 減免を受けようとする留学生は、別に定める授業料減免申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に申請しなければならない。

一 申請者の学業成績を証明する書類

二 申請者の前年の所得を証明する書類

三 前二号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

2 学長は、申請を受理した留学生のうち大学院生については、各所属研究科長に申請書類を送付して、減免にかかる推薦を依頼する。

3 前項の依頼を受けた研究科長は、学長が定める期日までに推薦し、学長に申請書類を返送しなければならない。

（減免等の予定者数の決定及び通知）

第 9 条 理事長は、当該年度当初に授業料の減額又は免除を受けられる留学生の予定人数

をそれぞれ定め、学長に通知する。

- 2 学長は、減免の申請があったときは、学部学生及び各研究科別の大学院生の減免の決定予定者数を前項の範囲内で減免の申請者数等を勘案して定め、あらかじめ学生委員会委員長及び各研究科長に通知する。

(減免の決定、納期及び通知)

第10条 学長は、留学生から減免の申請があったときは、申請者の成績、所属研究科の推薦内容、この要綱第2条及び第3条第2項に定める資格要件を審査のうえ、減免を受ける者を決定する。

(30 公大首大学学第 461 号・一部改正)

- 2 学長は、減額、免除又は減免不承認を決定したときは、各申請者に対し結果を通知する。なお、授業料の納入を必要とする者に対しては、納付期限を付し、減免結果を通知する。

(減免の判定)

第11条 申請者の減免判定は、この要綱第9条に定めた人数の範囲内で、次の各号により行う。

- 一 学部学生については、学部学生申請者の中で、総合的な成績評価の上位の者から授業料免除、減額又は減免不承認とする。
- 二 大学院生については、各研究科ごとに、大学院生申請者の中で総合的な成績評価の上位の者から授業料免除、減額又は減免不承認とする。

(例外規定)

第12条 この要綱の対象となる留学生が、わが国に留学中に地震などの自然災害に遭遇するなど、真にやむを得ない事情により生活困窮の状態に陥ったと学部長等が認めるときは、学長の決定により本要綱第3条から第11条の規定にかかわらず、授業料の減額又は免除を受けることができる。

(取消)

第13条 学長は、減額又は免除の決定を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の議を経て、その決定を取り消すことができる。

- 一 当該年度の途中において減免の理由を失った場合
- 二 虚偽の申請その他不正な手段により決定を受けた場合
- 三 減額の決定を受けた者が、授業料の納付期日を守らない場合

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23公大首学学第647号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日30公大首学学第461号）

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（令和2年3月27日31公大首学学第480号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。